様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月31日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しずぎんけいえいこんさるてぃんぐかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 静銀経営コンサルティング株式会社  （ふりがな）すずき　あつし  （法人の場合）代表者の氏名 鈴木　淳史  住所　〒424-0883  静岡県 静岡市清水区 草薙北２番１号  法人番号　4080001001985  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　コーポレートサイトへ公表 「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」 | | 公表日 | ①　2025年 9月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　「当社ホームページ トップ」→「企業情報」→「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」  　https://www.shizugin-smc.jp/assets/pdfs/dx\_torikumi.pdf?cb=005  　「当社ホームページ トップ」→「企業情報」→「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」→ページ2「2.DX戦略の全体像」 | | 記載内容抜粋 | ①　【ビジョン】  デジタル、AIを活用し、最適・最速・最新なコンサルティングを提供することで、お客さまの企業価値向上を実現する  【方向性】  デジタル、AIを活用し、以下を実現する  　• 営業活動を高度化することで、お客さま満足度を高める  　• 業務を効率化することで、生産性を向上する  　• 多様な働き方を提供し、社員の能力を最大限発揮できる環境を構築する | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年9月5日付取締役会において承認された「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」をWebサイトにて公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　コーポレートサイトへ公表 「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」 | | 公表日 | ①　2025年 9月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　「当社ホームページ トップ」→「企業情報」→「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」  　https://www.shizugin-smc.jp/assets/pdfs/dx\_torikumi.pdf?cb=005  　「当社ホームページトップ」→「企業情報」→「企業情報」→「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」→ページ3「3.デジタル技術を活用する戦略」、ページ4「4.戦略を推進する具体的な方策」 | | 記載内容抜粋 | ①　3.デジタル技術を活用する戦略  戦略1【最適】：顧客ニーズ対応型コンサルティング機能の提供  （内容）  　　・企業ライフステージ毎に発生するコンサルティングニーズへの対応  （具体的方策）  　　・担当者間の情報を共有し、データを活用することで、担当業務を超えたコンサルティング業務を実施  （補足）  　　・CRM、SFAを活用し、顧客とのコミュニケーションデータを統合し担当者間を連携した長期的で総合的なコンサルティングを行う。  （内容）  　　・データを活用し顧客ニーズのタイミングをとらえたコミュニケーション  （具体的な方策）  　　・ダイレクトチャネル（EメールやWeb）からのコンタクトを実施し、顧客ニーズの発生タイミングの把握  （補足）  　　・マーケティングオートメーションを活用し、顧客のWeb行動履歴データを統合することで顧客のニーズ発生を捉え、営業担当者へ通知する。  戦略2【最速】：業務プロセス改革によるサービス提供のスピード化  （内容）  　　・無駄の削減、知の共有による行動の迅速化  （具体的な方策）  　　・社内情報の共有と業務効率化を実現  （補足）  　　・営業担当者の行動データを統合し、無駄のない行動計画を作成する。コンサルティングデータを集約しナレッジマネジメントを行う。  　　・デジタルを活用した働き方改革の実施  （具体的な方策）  　　・Webミーティングを活用した時間の有効活用、作業時間の短縮  戦略3【最新】：時代に対応したコンサルティングメニューの導入  （内容）  　　・AIの活用によるコンサルティング品質の向上と効率化の実現  （具体的な方策）  　　・生成AIを活用し、成果物の品質向上と業務効率化を両立する  （内容）  　　・DXに関する総合的コンサルティングの提供  （具体的な方策）  　　・社内会議における、DXの進捗状況、課題の共有 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年9月5日付取締役会において承認された「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」をWebサイトにて公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　コーポレートサイトへ公表 「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」  　「当社ホームページトップ」→「企業情報」→「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」→ページ5「5.DX推進体制・人材の育成」 | | 記載内容抜粋 | ①　【DX推進体制・組織】  代表取締役社長指示の下、DX担当責任者を任命しております。  DX担当責任者が中心となり、社内定例会議においてDXに関する戦略実行の進捗状況、課題の抽出や解決策の策定などについて議論を実施しております。  また、お客さまへのDXに関するコンサルティングに関しても、更なる提供価値向上に向け、組織として何をすべきか継続して検討しております。  今後、しずおかフィナンシャルグループの一員として、グループ全体でDXを推進するという観点においても体制を整備、構築していきます。  【人材の育成・確保】  DX戦略で取り組む重点分野の1つとして「デジタル人材の育成」を掲げ、ITリテラシー向上としてITパスポート等の推奨資格を全員取得することを目指します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　コーポレートサイトへ公表 「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」  　「当社ホームページトップ」→「企業情報」→「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」→ページ6「6. 戦略の実現に向けた環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | ①　戦略1：顧客ニーズ対応型コンサルティング機能の提供  （環境整備の具体的方策・準備する環境整備）  　・営業支援システム（SFA）/顧客管理システム（CRM）を導入し、担当者間の情報を共有、データを活用することで、担当業務を超えたコンサルティング業務を実施顧客情報を蓄積、最適なサービスを提供する  　・マーケティングオートメーション（MA）ツールを導入することで、Web行動履歴を蓄積、顧客ニーズの発生タイミングの把握しダイレクトチャネル（EメールやWeb）から適切な対応を行う  戦略2：業務プロセス改革によるサービス提供のスピード化  （環境整備の具体的方策・準備する環境整備）  　・グループウェアを導入し、担当者間の情報と知の共有により業務効率化を実現する  　・Web会議ツールを導入し、Webミーティングを活用した時間の有効活用、作業時間の短縮を実現する  のうえ、モバイル環境でも業務の実施を行う環境を提供する  戦略3：時代に対応したコンサルティングメニューの導入  （環境整備の具体的方策・準備する環境整備）  　・生成AIを導入し、成果物の品質向上と業務効率化を両立する  　・グループウェアを導入することで、社内会議における、DXの進捗状況、課題を共有し、DXの推進を図る |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　コーポレートサイトへ公表 「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」 | | 公表日 | ①　2025年 9月 8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　「当社ホームページ トップ」→「企業情報」→「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」  　https://www.shizugin-smc.jp/assets/pdfs/dx\_torikumi.pdf?cb=005  　「当社ホームページトップ」→「企業情報」→「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」→ページ7「7.重要な成果指標」 | | 記載内容抜粋 | ①　指標1：CRMへの訪問日誌登録数  （業務を効率化した結果、増加したお客さまとの面談数を測る指標）  指標2：メール送付から営業社員へのトスアップ数  （マーケティングオートメーションを使用し、お客さまのニーズ発生を把握した件数を測る指標）  指標3：生成AI活用による業務削減時間  （生成AI活用したことで削減された業務量を測る指標） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月 8日 | | 発信方法 | ①　コーポレートサイトへ公表 「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」  　「当社ホームページ トップ」→「企業情報」→「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」  　https://www.shizugin-smc.jp/assets/pdfs/dx\_torikumi.pdf?cb=005  　「当社ホームページトップ」→「企業情報」→「静銀経営コンサルティング　DXへの取り組み」→ページ1「1.はじめに」 | | 発信内容 | ①　実務執行総括責任者にあたる代表取締役社長より、DX戦略の推進等を図るための情報発信として、以下を公表しております。  現代社会は、急速なグローバル化とAI・デジタル化の進展、さらには環境意識の高まりなど、かつてない変化の波に直面しています。このような状況下で、お客さまの経営課題はますます多様化・複雑化し、迅速かつ的確な対応が求められています。    当社は、これまで培ってきた経営コンサルティングの知見に、デジタルを融合させることで、お客さまの企業価値向上を実現する「最適・最速・最新」なソリューションを提供してまいります。また、社内のDX化を経営の最優先課題と位置づけ、業務効率化や生産性向上、多様な働き方の実現を通じて、社員一人ひとりが最大限の力を発揮できる環境を構築します。    私たちは、これらの取り組みを通じて得た知見を、お客様のDX推進に活かし、地域社会全体の持続可能な発展に貢献していきます。変化を恐れず、柔軟かつ果敢に挑戦を続けることで、これからもお客さまとともに未来を切り拓いてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　2025年 9月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | しずおかフィナンシャルグループとして、サイバー攻撃に対する安全対策の推進・管理を経営の最重要事項の一つと捉え、セキュリティポリシーを定め、以下のような取り組みを実施。  ①サイバー攻撃に対する安全対策措置の実施（直近実施年月：2024年12月）  ②サイバーセキュリティを含むITリスクアセスメントの実施（直近実施年月：2024年12月）  ③サイバー攻撃発生時の訓練実施（直近実施年月：2024年8月）  ◆セキュリティ監査の実施  しずおかフィナンシャルグループの内部監査部門によるサイバーセキュリティに係る立入監査を実施（直近実施年月:2024年10月） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。